

⑫こどもと一緒に、いじめについて考えてみましょう

1 いじめは大きな社会問題です

いじめ防止対策推進法（2013年施行）

いじめとは、

- ・学校内・学校外、同じ学校・違う学校にかかわらず、何らかの関係がある他のこどもからの
- ・暴力、物隠し、おどしや悪口、無視、からかいなどの行為によって
- ・行為をされた子どもの心や体が傷ついたり、苦しんだりすること
- ・インターネット上で行われたものも含む

と定義されています。

かつては、定義の中に「一方的・継続的・深刻」などの言葉がありましたが、現在は、行為の意図ではなく、本人がどう感じたかという「被害感」を重視しています。そのため、「ひやかし」や「いじり」のつもりであっても、相手が嫌な気持ちになれば「いじめ」に該当します。学校は、意図の有無にかかわらず、いじめの可能性がある場合には状況に応じた対応を行うため、学校と保護者の連携が大切です。

新潟県いじめ等の対策に関する条例（2020年施行）

ふーん
そうなんだ

「保護者の責務」が明記され、保護者に対して、次のようなことが定められています。

- ①いじめ等の対策やインターネットの特性について理解を深め、こどもがいじめ等を行わないよう、思いやりや規範意識を養うための教育を行うよう努める。
- ②いじめを受けた場合には適切に保護するとともに、学校でいじめ等があった場合は、いじめ等の事実と向き合い、解決に向けて協力する。
- ③県、市町村や学校が講ずるいじめ等の対策に協力する。



2 いじめについて、家庭で具体的に話し合しましょう

日頃から、親子の会話を大切にし、何でも話せる関係を築きましょう。いじめについても話題にして、こどもの様子や考えを把握しておきましょう。

また、いじめはどんな理由であっても絶対に許されない行為であることをこどもに教えましょう。

いじめは、重大な人権侵害です。

こどもの健やかな成長のためにも、学校、家庭、地域が一丸となり、社会全体で「いじめをしない、許さない、見逃さない」意識をますます高めていきましょう。

「おやっ」「変だな」と感じたら…

こどもの話をじっくりと聴きましょう。まずは意見をはさまずに、共感的に聴くことが大切です。そして、「あなたの味方だよ。絶対に守るよ！」という気持ちを伝えましょう。ご家族だけで悩まずに、心配なことは学校や下記相談機関へ相談しましょう。

○24時間子供SOSダイヤル(無料)
(全国どこからでも24時間、相談できます。)

TEL 0120-0-78310(なやみ言おう)

○新潟県いじめ・ふとうこう等相談電話

TEL 025-285-1212(24時間対応)

○県立教育センター

いじめ・ふとうこう悩みごと相談テレフォン

TEL 025-263-4737(平日9:10~16:00)

○生徒指導課いじめ対策室

TEL 025-280-5124(平日8:30~17:15)



○[新潟県いじめ対策ポータル](#)

【参考・引用】新潟県教育庁生徒指導課「新潟県いじめ対策ポータル」

新潟県教育委員会・新潟県地域家庭教育推進協議会